

【2000年3月3日】社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置について（諮問書、要綱）  
年金審議会

平成12年3月3日

年金審議会  
会長 京極 純一 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮問書

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置を別添のとおり講ずることについて、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第5条及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第6条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険制度及び国民年金制度の特例措置案要綱

第1 特例措置の目的

社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、厚生年金保険制度及び国民年金制度について、被保険者の資格等に関する特例を設けること。

第2 被保険者等の資格に関する特例

1 適用調整

1) 厚生年金保険に関する事項

次のいずれかに該当する者は、厚生年金保険の被保険者としないこと。

ア 日本国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの（英国の事業主により派遣された被用者であって、派遣期間の当初の見込みが5年を超えないもの（派遣開始後に就労期間が延長された場合には、適用免除期間を最長8年まで延長可能とする。）等）

- イ 英国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの
  - (ア) 日本国の事業主により派遣された被用者であって、英国年金法令の適用免除期間（最長8年）を超過したもの
  - (イ) 日本国の事業主により派遣される被用者であって、派遣期間の当初の見込みが5年を超えるもの等
- ウ 日本国及び英国の領域内で同時に就労し、かつ、英国に住所を有するものであって、保険料の納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの
- エ 日本国又は英国の国籍を有する船舶において就労し、かつ、英国に住所を有するものであって、保険料の納付義務に関する英国年金法令の適用を受けるもの

## 2) 国民年金に関する事項

ア 1)ア又はイに該当する者は、国民年金の被保険者とししないこと。

イ アと同様の措置を自営業者等についても講ずること。

## 2 任意加入の制限

英国から派遣され日本国の領域内で就労し、かつ、保険料納付義務に関する英国年金法令の適用を受ける被用者等（60歳以上の者を除く。）は、厚生年金保険又は国民年金の任意加入制度の対象とししないこと。

## 3 厚生年金保険の継続加入の特例

厚生年金保険の適用事業所に使用される者であって、1)イに該当する者は、社会保険庁長官に申し出て厚生年金保険の被保険者となることができるものとする。

## 第3 施行期日

この特例措置は、協定の発行日から施行すること。